

実施方針(案)新旧対照表

No.	変更箇所	変更前	変更後
1	第1章 1. 事業内容に関する事項 (4) 事業目的	<p>本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）」を活用し、民間のノウハウによる<u>質の高いサービスの導入や町財政の平準化等を図りつつ</u>、町内におけるスポーツ交流拠点施設の充実を図るものである。</p> <p>これにより、<u>サッカー</u>を通じた交流人口及び関係人口を増大させるとともに、住民の健康増進の場を創出し、みやき町の活性化を図ることを目的として実施する。</p> <p>また、本事業の実施にあたり、特に以下の3点の事項に配慮し実施するものとする。</p> <p>なお、詳細については、募集要項等において提示する。</p> <p>1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減 本事業の実施に当たっては、民間の資金、<u>経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理及び維持管理・運営</u>を行うことにより、みやき町の魅力を感じることができる良質なサービス提供を図ることとする。</p> <p><u>また、20年間の事業期間はもとより、その後の町の運営・維持管理を含むライフサイクルコストの縮減が図られるものとする。</u></p> <p>2～3) (略)</p>	<p>本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）」を活用し、民間のノウハウを<u>導入することにより、民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫が発揮され、公共サービスの質の向上や財政負担の軽減を期待し</u>、町内におけるスポーツ交流拠点施設の充実を図るものである。</p> <p>これにより、<u>スポーツ</u>を通じた交流人口及び関係人口を増大させるとともに、住民の健康増進の場を創出し、みやき町（以下「町」という。）の活性化を図ることを目的として実施する。</p> <p>また、本事業の実施にあたり、特に以下の3点の事項に配慮し実施するものとする。</p> <p>なお、詳細については、募集要項等において提示する。</p> <p>1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減 本事業の実施に当たっては、民間の資金、技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理を行うことにより、町の魅力を感じることができる良質なサービス提供を図ることとする。</p> <p>2)～3) (略)</p>
2	第1章 1. 事業内容に関する事項 (5) 事業手法	<p>本事業は、PFI法に基づき、町内の用地に、選定された民間事業者（以下、事業者という。）が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転し、<u>民間事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理・運営を遂行</u>する方式（<u>BTO: Build Transfer Operate</u>）により実施するものとする。</p>	<p>本事業は、PFI法に基づき、町内の用地に、選定された事業者が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転する方式（<u>BT: Build Transfer</u>）により実施するものとする。</p>

3	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (6)業務の範囲</p>	<p>1) 本施設の整備 (略)</p> <p><u>2) 本施設の維持管理</u></p> <p><u>①本施設の維持管理に係る消防設備等及び建築設備点検保守管理業務</u></p> <p><u>②上記各項目に伴う各種申請等業務及び関連業務</u></p> <p><u>③本施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務</u></p> <p><u>④本施設の維持管理に係る警備業務</u></p> <p><u>⑤本施設の維持管理に係る植栽・外構・駐車場施設管理業務</u></p> <p><u>⑥本施設の維持管理に係る修繕業務</u> <u>(大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務は含む。)</u></p> <p><u>⑦本施設の宣伝業務</u> <u>(詳細事項については、募集要項等において提示する。)</u></p> <p><u>⑧本施設の使用料の徴収</u></p>	<p>1) 本施設の整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
4	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (7)事業期間</p>	<p>本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結の日から <u>2043年9月30日</u> までとする。</p>	<p>本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結の日から <u>2025年9月30日</u> までとする。</p>

5	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (8) 本事業のスケジュール (予定)</p>	<p>2022年 2月 実施方針(案)公表 2022年 2月 実施方針(案)の説明会 2022年 4月 特定事業の選定 2022年 5月 募集要項(案)等の公表 2022年 5月 募集要項(案)等の説明会 2022年 5月 参加表明の受付 2022年 6月 債務負担行為の設定 2022年 7月 提案書の受付 2022年 8月 優先交渉権者の選定・決定・公表 2022年 8月 基本協定の締結・事業仮契約 2022年 9月 議会議決 2022年10月 建設工事開始 2023年 9月 竣工・引き渡し 2023年10月 維持管理期間開始 2043年 9月 事業契約終了</p>	<p><u>2023年 5月 実施方針(案)(変更版)公表</u> <u>2023年 5月 特定事業の選定</u> <u>2023年 6月 債務負担行為の設定</u> <u>2023年 7月 募集要項(案)等の公表</u> <u>2023年 7月 募集要項(案)等の説明会</u> <u>2023年 7月 参加表明の受付</u> <u>2023年10月 提案書の受付</u> <u>2023年10月 優先交渉権者の選定・決定・公表</u> <u>2024年 3月 基本協定の締結</u> <u>2024年 4月 事業仮契約</u> <u>2024年 5月 議会議決(臨時議会)</u> <u>2024年 5月 建設工事開始</u> <u>2025年 9月 竣工・引き渡し・事業契約終了</u> <u>2025年10月 供用開始</u></p>
6	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (9) 支払いに関する事項</p>	<p>町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価と<u>本施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価とする。</u> <u>町は、本施設の整備業務に係る対価については、本施設の町への引渡しが完了した施設毎に完了した年度に支払うものとする。</u> <u>また、本施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価について、町は、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を上限に事業期間に渡り年4回平準化して支払うものとする。</u> <u>なお、これらの支払方法の詳細については、募集要項等において提示するものとする。</u></p>	<p>町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価とし、支払方法の詳細については、募集要項等において提示するものとする。</p>

7	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (11)実施方針(案)の説明会</p>	<p>実施方針(案)等に関する説明会を以下の要領で行う。 1) 開催日時及び場所等 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
8	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (12)実施方針(案)等に関する質問・意見の受付及び質問回答。意見の公表 【(変更版) : (11)】</p>	<p>実施方針(案)等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。 1) 実施方針(案)等に関する質問・意見の受付 ①受付日時 <u>令和4年3月1日(火)から3月15日(火)</u> 午後5時まで ②提出方法 実施方針(案)等に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を「【実施方針(案) <u>様式2</u>】実施方針(案)等に関する質問書」に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。 電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI質問書」の件名で送付すること。 ③ e-mail みやき町まちづくり課定住総合対策担当 machizukuri@town.miyaki.lg.jp 2) 実施方針(案)に関する質問回答・意見公表 提出のあった質問・意見に対する回答は、<u>令和4年3月25日(金)</u>までに、町のホームページ (http://www.town.miyaki.lg.jp)にて公表する(非公開希望を除く)。 3) 実施方針(案)等に関するヒアリング みやき町内の関係企業並びに質問・意見を提出した民間事業者等に対して、町が必要と判断した場合には、実施方針(案)等に関するヒアリングを行う場合がある。</p>	<p>実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。 1) 実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関する質問・意見の受付 ①受付日時 <u>2023年5月1日(月)から5月12日(金)</u> 午後5時まで ②提出方法 実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関して質問・意見がある事業者等は、その内容を「【実施方針(案) <u>(変更版) 様式1</u>】実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関する質問書」に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。 電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI質問書」の件名で送付すること。 ③ e-mail みやき町まちづくり課定住総合対策担当 machizukuri@town.miyaki.lg.jp 2) 実施方針(案) <u>(変更版)</u>に関する質問回答・意見公表 提出のあった質問・意見に対する回答は、<u>2023年5月22日(月)</u>までに、町のホームページ (https://www.town.miyaki.lg.jp)にて公表する(非公開希望を除く)。 3) 実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関するヒアリング みやき町内の関係企業並びに質問・意見を提出した民間事業者等に対して、町が必要と判断した場合には、実施方針(案) <u>(変更版)</u>等に関するヒアリングを行う場合がある。</p>

9	<p>第1章 1. 事業内容に関する事項 (13)実施方針（案）の変更 【(変更版)：(12)】</p>	<p>実施方針（案）等の公表における民間事業者等からの質問・意見、並びに第1章1. (12)の3)のヒアリング等を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針（案）等の内容を見直し、変更を行うことがある。 なお、実施方針（案）の変更は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（案）(変更版)を、町のホームページにて公表するものとする。</p>	<p>実施方針（案）(変更版)等の公表における事業者等からの質問・意見、並びに第1章1. (11)の3)のヒアリング等を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針（案）(変更版)等の内容を見直し、変更を行うことがある。 なお、実施方針（案）(変更版)の変更は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（案）(第2回変更版)を、町のホームページにて公表するものとする。</p>
10	<p>第2章 1. 優先交渉権者の決定に係る基本的な考え方</p>	<p>本事業は、調査・設計、建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、優先交渉権者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。したがって、優先交渉権者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮した上で、公募プロポーザル方式を採用する予定とする。</p>	<p>本事業は、調査・設計、建設段階の各業務を通じて、優先交渉権者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。したがって、優先交渉権者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮した上で、公募プロポーザル方式を採用する予定とする。</p>
11	<p>第2章 3. 公募参加者の備えるべき参加要件等 (1)公募参加者の参加要件</p>	<p>公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、<u>本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営に当たる者（以下「運営企業」という。）、</u>SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という）等で構成されるものとする。 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業・<u>維持管理企業・運営企業</u>は、必ずグループに含むこと。 2) 公募参加者は、複数の企業（構成員・協力企業）で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、設計・工事監理・建設・<u>維持管理・運営</u>等すべての企業を明らかにすること。 3) グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。 なお、設計業務、建設業務、<u>維持管理業務、運営業務</u>については、町が募集要項等において提示する当該業務の一部</p>	<p>公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という）等で構成されるものとする。 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業は、必ずグループに含むこと。 2) 公募参加者は、複数の企業（構成員・協力企業）で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、設計・工事監理・建設等すべての企業を明らかにすること。 3) グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。 なお、設計業務、建設業務については、町が募集要項等において提示する当該業務の一部を、第三者（協力企業）に</p>

		を、第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能なものとするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。 4)～7) (略)	再委託（再発注）することも可能なものとするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。 4)～7) (略)
12	第2章 4. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項 (1) 審査に関する基本的な考え方	1) (略) 2) 審査委員会においては、事業計画、施設計画、 <u>維持管理計画、運営計画</u> 、リスク管理計画、事業者の提案するサービス対価の額、 <u>利用料の設定額</u> の提案の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に意見書を提出するものとする。	1) (略) 2) 審査委員会は、事業計画、施設計画、リスク管理計画、事業者の提案するサービス対価の額の提案の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に意見書を提出するものとする。
13	第2章 4. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項 (2) 審査手順に関する事項	審査は、以下の手順により行うものとする。 1) (略) 2) 提案審査 ①基本的要件に関する適格審査 ②優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、 <u>維持管理計画、運営計画</u> 、リスク管理計画、町が支払うサービス対価の提案額等の総合的な提案内容に関する審査 3) (略)	審査は、以下の手順により行うものとする。 1) (略) 2) 提案審査 ①基本的要件に関する適格審査 ②優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、リスク管理計画、町が支払うサービス対価の提案額等の総合的な提案内容に関する審査 3) (略)
14	第2章 6. 契約に関する基本的な考え方 (1) 事業契約の概要	優先交渉権者の決定後速やかに、町は代表企業と基本協定を締結する。また、町は、基本協定の締結後、優先交渉権者と事業契約の協議・文言の明確化を行い、SPCと仮契約の調印をする。なお、当該仮契約は、町議会における議決をもって、正式な事業契約として効力が発生するものとする。 事業契約は、調査・設計、建設及び <u>維持管理・運営</u> の各業務について包括的かつ詳細に規定し、事業期間終了の <u>2043年9月30日</u> までの契約とする。 事業契約書（案）については、募集要項公表時に提示するものとする。	優先交渉権者の決定後速やかに、町は代表企業と基本協定を締結する。また、町は、基本協定の締結後、優先交渉権者と事業契約の協議・文言の明確化を行い、SPCと仮契約の調印をする。なお、当該仮契約は、町議会における議決をもって、正式な事業契約として効力が発生するものとする。 事業契約は、調査・設計、建設の各業務について包括的かつ詳細に規定し、事業期間終了の <u>2025年9月30日</u> までの契約とする。 事業契約書（案）については、募集要項公表時に提示するものとする。

15	<p>第2章 6. 契約に関する基本的な考え方 (2) 特別目的会社の設立</p>	<p>優先交渉権者は、基本協定締結後、町との仮契約の調印までに、本事業を実施する株式会社としてSPCをみやき町内に設立するものとする。 なお、公募参加者によるSPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。 公募参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、公募参加グループの代表企業・建設企業・<u>維持管理企業</u>・<u>運営企業</u>は必ず出資するものとする。 また公募参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならないものとする。 すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行つてはならないものとする。</p>	<p>優先交渉権者は、基本協定締結後、町との仮契約の調印までに、本事業を実施する株式会社としてSPCを町内に設立するものとする。 なお、公募参加者によるSPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。 公募参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、公募参加グループの代表企業・建設企業は必ず出資するものとする。 また公募参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならないものとする。 すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行つてはならないものとする。</p>
16	<p>第3章 1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 (2) 予想されるリスクと責任分担</p>	<p>町とSPCの責任分担は、原則として「【実施方針(案)資料2】リスク分担表(案)」によることとし、実施方針(案)等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項等において提示する。</p>	<p>町とSPCの責任分担は、原則として「【実施方針(案) <u>(変更版)</u> 資料2】リスク分担表(案)」によることとし、実施方針(案) <u>(変更版)</u> 等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項等において提示する。</p>
17	<p>第3章 3. 町による本事業の実施状況の監視(モニタリング) (2) モニタリングの時期</p>	<p>1) ~3) (略) 4) 施設供用開始後(維持管理・運営段階) 町は、維持管理・運営段階において、定期的に維持管理・運営業務の実施状況を確認するものとする。 5) 財務の状況に関するモニタリング SPCは、毎年度、決算書類を含む事業報告書により財務の状況について、町に報告するものとする。</p>	<p>1) ~3) (略) <u>(削除)</u> 4) 財務の状況に関するモニタリング SPCは、毎年度、決算書類を含む事業報告書により財務の状況について、町に報告するものとする。</p>
18	<p>第3章 3. 町による本事業の実施状況の監視(モニタリング) (5) SPCに対する支払額の減額等</p>	<p>モニタリングの結果、町が要求した水準、かつ、提案書においてSPCが提案した水準が維持されていない場合、町はSPCに対して、本施設の補修、改造勧告、<u>又は維持管理・運営業務の改善勧告</u>を行い、一定の経過措置を経た後に支払金額の減額措置を行う。減額の考え方については、募集要項等において提示するものとする。</p>	<p>モニタリングの結果、町が要求した水準、かつ、提案書においてSPCが提案した水準が維持されていない場合、町はSPCに対して、本施設の補修、改造勧告を行い、一定の経過措置を経た後に支払金額の減額措置を行う。減額の考え方については、募集要項等において提示するものとする。</p>

19	第4章 1. 本施設の立地条件	事業計画地の位置：みやき町大字東尾5338番 他 事業計画地の面積：約33,000㎡ 用途地域：無指定 形態規制指定建ぺい率： <u>60%</u> 指定容積率：200%	事業計画地の位置：みやき町大字東尾 5338 番 他 事業計画地の面積：約 33,000 ㎡ 用途地域：無指定 形態規制指定建ぺい率： <u>2023年中に当該施設を都市公園とする手続きを行う予定のため、都市公園法及びみやき町都市公園条例の規定を満たすこと。</u> 指定容積率：200%
20	第4章 3. 本施設の概要 (1) サッカーグラウンド 変更版：メイングラウンド	<u>サッカー場</u> の仕様は「屋外体育施設の建設指針」及び以下の条件に準じたものとする。 ・サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅 68m） <u>及び少年用サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長 68m×横幅 50m）を各 1 面以上確保できる面積を有するグラウンドとする。</u> ・JFA 公認ロングパイル人工芝のピッチ公認を受けるものとする。 ・照明は四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、被照明面積が 1 面あたり 7,140 ㎡(105m×68m) 及び 3,400 ㎡ (68m×50m) 以上であること。	<u>メイングラウンド</u> の仕様は「屋外体育施設の建設指針」及び以下の条件に準じたものとする。 ・サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅 68m）を 1 面以上確保できる面積を有するグラウンドであること。 ・JFA 公認ロングパイル人工芝のピッチ公認を受けるものとする。 ・照明は四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、被照明面積が 1 面あたり 7,140 ㎡(縦長 105m×横長 68m) 及び 3,400 ㎡ (縦長 68m×横長 50m) 以上であること。
21	第4章 3. 本施設の概要 (2) サブグラウンド ※変更版のみ	(記載なし)	<u>サブグラウンドの仕様は「屋外体育施設の建設指針」及び以下の条件に準じたものとする。</u> <u>・少年用サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長 68m×横幅 50m）を 1 面以上確保できる面積を有するグラウンドであること。</u>
22	第4章 3. 本施設の概要 (2) 駐車場 変更版：(3) 駐車場	(略)	(略)

23	第4章 3. 本施設の概要 (3)クラブハウス 変更版：(4)クラブハウス	クラブハウスは、更衣室 <u>8室</u> 、シャワー室、トイレ、小会議室（兼審判控え室兼救護室）、大会議室、事務室+受付、倉庫及びその他本事業運営に必要な設備等の諸室で構成され、 <u>350 m²</u> 以上とする。	クラブハウスは、更衣室、シャワー室、トイレ、小会議室（兼審判控え室兼救護室）、大会議室、事務室兼受付、倉庫及びその他本事業運営に必要な設備等の諸室で構成され、 <u>250 m²</u> 以上とする。 <u>なお、各室の最低限必要とする室数等については、募集要項・要求水準書等において提示する。</u>
24	第4章 3. 本施設の概要 (4)外構 変更版：(5)外構	(略)	(略)
25	第4章 4. 本施設の引渡し日	<u>2023年</u> 9月30日とする。	<u>2025年</u> 9月30日とする。
26	第8章 1. 議会の議決	(1) 債務負担行為の設定に関する議案を <u>2022年</u> 6月の町定例議会に提出予定。 (2) 事業契約に関する議案を <u>2022年9月の町定例議会</u> に提出予定。	(1) 債務負担行為の設定に関する議案を <u>2023年</u> 6月の町定例議会に提出予定。 (2) 事業契約に関する議案を <u>2024年5月の町臨時議会</u> に提出予定。
27	第8章 4. 添付書類等	【実施方針（案）様式1】 実施方針（案）等説明会参加申込書 【実施方針（案）様式2】 実施方針（案）等に関する質問書 【実施方針（案）資料1】 事業スケジュール表（案） 【実施方針（案）資料2】 リスク分担表（案） 【実施方針（案）資料3】 位置図	<u>(削除)</u> 【実施方針(案) <u>(変更版)</u> 様式1】 実施方針(案) <u>(変更版)</u> 等に関する質問書 【実施方針(案) <u>(変更版)</u> 資料1】 事業スケジュール表(案) 【実施方針(案) <u>(変更版)</u> 資料2】 リスク分担表(案) 【実施方針(案) <u>(変更版)</u> 資料3】 位置図
28	第8章 本事業に関する窓口	みやき町 教育委員会 社会教育課 社会体育担当	みやき町 教育委員会 社会教育課 <u>国スポ</u> ・社会体育担当